

議案第 5 号

匝瑳市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 2 日 提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸



## 匝瑳市印鑑条例の一部を改正する条例

匝瑳市印鑑条例（平成18年匝瑳市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。））」に改め、「利用者証明用電子証明書をいう。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）に記録されている有効な移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）」を加える。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



(参考)

匠瑤市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第13条 略 (印鑑登録証明書の申請及び交付) 第14条 略 2・3 略 4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録されている有効な個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）に記録されている有効な移動端末設備利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して多機能端末機（匠瑤市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に暗証番号その必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>5 略 以下 略</p>	<p>第1条～第13条 略 (印鑑登録証明書の申請及び交付) 第14条 略 2・3 略 4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録されている有効な利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号） 第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。） を利用して多機能端末機（匠瑤市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に暗証番号その必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>5 略 以下 略</p>